

これまでなかった、“実務家のための”交通事故判例解説！



実務 精選 100

森嶋昭夫 監修

新美育文・加藤新太郎 編集

B5判／268頁 定価：本体3,200円＋税

収録内容

自賠法3条の要件

不法行為

損害賠償額の算定

損害賠償額の調整

債権の消滅

自賠責保険をめぐる問題

複数の責任主体

消滅時効

政府保障事業

任意保険

紛争解決

交通事故 判例解説

本書の特長

- ◆リーディングケースとなる重要判例を通じて、交通事故事件における判例法理の現在がこの1冊で理解できる！
- ◆実務で根拠とすべき重要判例が一目瞭然！
- ◆交通事故分野において、第一線で活躍する実務家、研究者が執筆！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

実務上押さえておくべき 重要判例と判例法理を即時に理解できる一冊！

IV 損害賠償額の調整——2 損益相殺等

68 人身傷害補償保険金につき過失相殺が行われる場合の保険代位の範囲

▶①最一小判平成24年2月20日民集66巻2号742頁/交通民集45巻1号1頁/判時1368号83頁/判時2145号103頁 [28180412]
▶②最三小判平成24年5月29日交通民集45巻3号533頁/判時1374号100頁/判時2155号109頁 [28181200]

徳島地・家裁所長
大島 眞一
おしましんいち

■事案の概要

①事件：Aは、平成17年5月1日、Y₁を運転し、Y₂が保有する乗用車と衝突し（以下、この事故を「本件事故」という）、入院治療を受けたが、同年11月26日、死亡した。

本件事故により、Aが被った損害は、合計7828万2219円であり、Aの過失割合は10パーセントであった。そのため、AがY₁に対して請求できる損害額は17,045万3,997円となるが、Aの両親であるX₁らは、Y₁らから合計917万0,201円の支払を受けたので、X₁らがY₁に対して損害賠償を請求できる残元本額は16,128万3,796円となった。

X₁は、本件事故当時、B保険会社との間で、人身傷害条項のある普通傷害保険（以下「本件約款」という）が適用される自動車保険契約を締結しており、Aは上記条項の被保険者であった。

本件約款中の人身傷害条項には、①B保険会社が保険金を支払うべき損害額は、本件約款所定の算定基準に従い算定された金額の合計額（人傷基準損害額）とする。②保険会社が支払う保険金の額は、人身傷害損害額から、保険金請求権者が既に取得した損害賠償金の額等を出し引いた額とする。③保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができるときは、B保険会社は、その損害に対して支払った保険金の額の範囲内で、その権利を行使する権利を有する権利を有する。Aは、Y₁らに対し、損害を求めた訴訟を提起した。

争点は、①保険会社は、損害賠償金を代位取得するか、②合、保険会社はいかなる範囲

位取得するか、というものであった。

控訴審は、争点①につき、遅延損害金の代位取得を肯定すると同旨の判断をし、争点②につき、被害者に過失があっても、保険会社は人身傷害保険金に相当する範囲の代位取得を肯定する絶対説と同旨の判断を示した。

③事件：基本的事実関係は①事件と同じであるが、被害者が加害者に対して損害賠償請求をした①事件とは異なり、被害者の損害賠償請求権を代位取得したとする保険会社が加害者に対し請求をしたものである。

■判例の旨

①事件：一部破棄自判、一部上告審判。

「本件約款によれば、保険金は、被害者が被る損害の元本を増補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を増補するものではないと解される。そこであれば、保険金を支払ったB保険会社は、その支払時に、保険金に相当する額の保険金請求権者の加害者に対する損害金元本の支払請求権を代位取得するものである。損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないといふべきである。」

「本件約款によれば、B保険会社は、交通事故等により被保険者が死傷した場合においては、被保険

IV 損害賠償額の調整——2 損益相殺等

69 損益相殺的な調整

▶①最一小判平成16年12月20日交通民集37巻6号1489頁/判時1173号154頁/判時1886号46頁 [28100109]
▶②最一小判平成22年9月13日民集64巻6号1626頁/判時1337号92頁/判時2099号20頁 [28162519]
▶③最大判平成27年3月4日民集69巻2号178頁/判時1414号140頁/判時2261号46頁 [28230866]

京都大学教授
山本 豊
やまもと ゆか

■事案の概要

①会社員Aは、Y₁が運転しY₂の保有する自動車に衝突して死亡した。Aの相続人であるX₁らは、人身傷害保険金の支払を受けた。また、Aの父であるX₂は、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）に基づく遺族厚生年金、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金の各支給を受けた（以下、①判決につき、自賠責保険金、遺族補償年金、遺族厚生年金を「自賠責保険金等」という）。X₁らは、Y₁らに対し、民法709条及び自賠責法3条に基づき、損害賠償請求訴訟を提起した。原審判決は、不法行為による損害賠償請求権は、損益相殺的な処理を行った後の真の損害額について成立するのであって、損益相殺的な処理をする前の真の損害額について成立するものではない旨を述べ、Aの損害額から自賠責保険金等を控除した範囲につき自賠責保険金支払日から遅延損害金が発生するものとして、X₁の請求を一部認容した。X₁ら上告受理申立て。

②X₂は、通勤途上、Y₂が運転する自動車に衝突し、右大腿骨開放性骨折等の傷害を負い、後遺障害を被った。X₂は、労災保険法に基づく療養給付や休業給付の支給を受け、また、労災保険法に基づく障害年金、国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の支給を受けた。又はその支給を受けることが確定した。X₂は、Y₂に対し、

る遅延損害金に、次いで元本に充当すべきであると判示し、X₂の請求を一部認容した。X・Yともに上告受理申立て。

③ソフトウェア開発会社であるYにシステムエンジニアとして雇用されていたAは、長時間の時間外労働や配置転換等の負荷の蓄積により、精神障害を発症し、過度の飲酒行為及び、急性アルコール中毒から心停止に至り死亡した。Aの両親（X₁）は、労災保険法に基づく遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定している。X₁らは、Yに対し、不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償請求訴訟を提起した。原審判決は、遺族補償年金と損益相殺的な調整を行うべき対象は、Aの死亡による遺失利益の元本であって、その遅延損害金ではない旨を述べ、また、損益相殺的な調整により元本補されたものとされる元本につき事故時から現実の給付時までの遅延損害金は発生しないものとして、X₁らの請求を一部認容した。X₁ら上告受理申立て。

■判例の旨

①Y₁の損害賠償債務は、本件事故の日が発生し、かつ、何らの催告を要することなく、遅滞に陥ったものである。本件自賠責保険金等によって元本補される損害についても、本件事務時から本件自賠責保険金等の支払日までの間の遅延損害金が既に発生していたのであるから、本件自賠責保険金等が支払時

68 人身傷害補償保険金につき過失相殺が行われる場合の保険代位の範囲

されるように、保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求額の合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。

②事件：破棄差戻し。③事件は、①事件と同様に、保険会社の代位取得が問題となっており、①事件の判決を引用して裁判基準差額説を採用した。

解 説

1 実務上の意義及び論点

1 はじめに

人身傷害条項のある自動車の普通傷害保険は、平成10年7月に損害賠償の保険料率が自由化されたことを受けて各損害賠償会社が相次いで導入したものである。従来の自動車保険が賠償額（自賠責の上積み保険）中心であったのに対し、人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という）は、被保険者が交通事故（自損事故や加害者不明の事故を含む）によって身体に傷害を受けた場合、被保険者の過失の有無を問わず、約款所定の基準によって算定された損害額について、人傷保険を締結した保険会社が被保険者に対し、契約保険金の範囲内で保険金を支払うことを内容とする先損てん補型の傷害保険である。

従来、交通事故の被害者は、加害者が加入している保険会社と交渉する必要があったが、被害者が人傷保険に加入していること、その保険から保険金が支払われ、被害者に過失があっても減額されないことから急速に普及したものである。

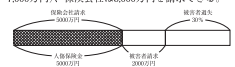
2 判例と学説の動向

者が、裁判所の認定で1億円（人傷保険の基準で8,000万円）の損害を被り、人傷保険の保険金額を5,000万円とする保険契約を締結しており、被害者に3割の過失があった場合、人傷保険金は、被害者の過失の有無や割合に関係なく、被害者に対し5,000万円が支払われる。では、その場合、被害者と保険会社は、加害者に対しいくら請求できるであろうか。

人傷保険の基準により算出される損害額は、約款で定められた基準に基づいて算定されるが、裁判所の基準よりも低額なのが通常であり、上記設問のように、上限となる保険金額を合意していることが多いので、人傷保険金が支払われ、被害者（被保険者）に過失があった場合、加害者に対し、被保険者と保険会社のどちらがいくら請求できるかについて争いがあり、次のような考え方がある。

(1) 絶対説（横浜地判平成13・12・27自保ジャ1433号15頁）

保険会社は、人傷保険金額に相当する損害賠償請求権を代位取得するという見解であり、人傷保険金は被害者（被保険者）の非過失部分から充てられることになる。この見解であれば、人傷保険で支払を受けた5,000万円は、まず被害者の非過失部分に充当され、加害者に対し、被害者は2,000万円（総額7,000万円）、保険会社は5,000万円を請求できる。



(2) 比例説（神戸地判平成16・7・7交通民集37巻4号895頁、福岡地判平成20・6・5交通民集41巻

定るところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、これらが支給され、又は支給されることが確定することにより、その元本の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが、公平の見地からみて相当というべきである。

③被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、第1に、損害賠償額を算定するに当たり、上記の遺族補償年金につき、その元本の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する遺失利益等の消滅損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当であり、第2に、制度の予定することと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、そのてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである。④判決は、上記判断と抵触する限度において、これを変更すべきである。

解 説

1 実務上の意義

交通事故の被害者が、加害者に対する損害賠償請求権を取得するとともに、社会保険給付を受ける場合につき、判例は、「被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある」との原則を示し（「最判平成5・

元本補されたものとされる元本につき事故時から現実の給付時までの遅延損害金が発生すると解すべきかという問題に関するものである。

①判決から③判決に至る経緯はⅡで述べることで、この問題に関する判例の揺らぎに終止符を打った③判決は、(a)につき、損益相殺的な調整の対象を損害の元本とする立場を採った上で、(b)につき遅延損害金の発生を否定したものである。③判決自体は、労災の使用者行為実態に関する事実を扱ったものであるが、そこで示された原則は、交通事故の事案においても妥当と考えられるので、④判決は、交通事故の裁判実務上も重要な意義を有する（なお、裁判所の相解・示談の実務においては、遅延損害金を計上しない扱いをすることがむしろ通常であるから、前記の問題は顕在化しない傾向にある）。

Ⅱ 判例と学説の動向

1 ①判決の出現とそれに対する批判

Iで述べた問題に関する最高裁判決の展開（変遷）の起点となった①判決は、被害者死亡事案に関するものである。①判決は、自賠責保険金と社会保険給付を「自賠責保険金等」と一括し、両者の区別をせずに、法定充当規定（民法491条1項）に準じた事案処理をしており、そもそも、I(a)・(b)として整理したような問題設定をしていないが、結論的には、I(b)の問題につき遅延損害金の発生を肯定した上で、(a)につき、遅延損害金をも損益相殺的な調整の対象とする取扱いをした。

このような①判決の判断に対しては、批判的な論評が少なかった。批判の要点は、(i)社会保険給付について債務の弁済に準じて民法491条を適用することはできない（佐野・後掲226頁）、(ii)損害と利益との間に同質性があることから、当該利益と同質

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 交通事故判例

検索

CLICK!